

令和元年度
国立公園等資源整備事業補助金（野生動物観光促進事業）
間接補助金の交付手続等に係る交付規程 Q&A

令和元年10月15日
公益財団法人日本交通公社

1. 事業全般について

Q 鳥類やほ乳類以外の野生動物を対象とする事業は、補助金の対象か。

A 鳥類やほ乳類のほか、昆虫やサンゴ等の水生生物等を含め、野生下の動物は本事業の対象です。

Q 希少種でない野生動物を対象とする事業は、補助金の対象か。

A 事業の対象となる野生動物は、希少種である必要はありません。

Q 狩猟を伴う事業は、補助金の対象か。

A 狩猟鳥獣の適切な狩猟に関連する事業であり、かつ、関連する法令等が遵守されると認められる事業については、補助金の対象となります。具体的には、狩猟鳥獣を狩猟する現場の見学や、捕獲個体の解体作業を組み込んだツアーを想定しています。

2. 補助対象事業の要件について（交付規程 別紙1 第1項）

要件①に関する事項

Q 「関連する法令を遵守していること」とは、具体的にどのような場合か。

A 想定される事業の例を以下に列举します。

第一に、事業の実施にあたり、野生動物及び周辺環境の取扱いが法律、条例等の定めに反する恐れのある事業は、原則として本補助金の対象となりません。具体的には、狩猟免許を所持していない者や狩猟者登録のなされていない者が狩猟を行う事業、特定地点への立ち入りや土地改変にあたって必要な届出や許可申請がなされない事業等を想定しています。そのため、応募書類のうち様式2（実施計画書）の2.「事業実施に関連する事項」には、補助事業遂行上、関連する法令・規制、必要な許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入してください。

第二に、事業の実施にあたり、事業の運営方法が関連する法令等の定めに反する恐れがある事業は、原則として本補助金の対象となりません。具体的には、事業用ナンバーを取得していない車両により料金を伴って顧客の送迎を行う事業、業務に従事する従業員の労働時間が適切に管理されない事業、プロモーションコンテンツの作成にあたって使用する映像等の著作権が適切に管理されない事業等を想定しています。

この他、罰則や行為規制等を伴う法令だけでなく、行政機関が策定している規程や計画等に反する行為を含む事業についても、原則として本補助金の対象となりません。

なお、本項に挙げた例に該当しない事業であっても、実施計画書等の審査により条約、法律、条令

及びその他規程類に抵触する恐れがあると判断される事業については、原則として本補助金の対象となりません。

要件②に関する事項

- Q 国立公園、鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地のような保護地区の指定等がない場所で実施するツアー等も事業の対象となるか。
- A 保護地区の指定等がない地域で実施する事業についても、本補助金の対象となります。
なお、保護地区等の指定がある地域で事業を実施する場合、国立公園の利用を促進する事業やラムサール条約のワイズユースに取り組む事業等、事業内容が環境省の施策と関連する項目については、審査時の加点要素となります。
- Q 「国立公園及び鳥獣保護区等の保護地域である場合、各地域の施策に反する事業ではないこと」とあるが、応募申請書の作成前に環境省の事務所等に施策等について問い合わせた方が良いのか。
- A 応募書類の提出に先立って、環境省の事務所等に対して、応募したいと考えている事業の内容を相談することは問題ありません。
提出された応募書類について、財団、環境省担当課に加えて、事業を実施する地域を所管する地方環境事務所等も内容を確認する場合があります。地方環境事務所の意見を踏まえ、財団は申請者に対して、各地域の施策に合う事業となるよう、事業実施計画の修正等を依頼する場合があります。事業が採択された場合、補助事業者は交付決定後に、事業を実施する地域を所管する地方環境事務所等に事業計画を説明するとともに、事業の内容について調整を行って下さい。

要件③に関する事項

- Q 「動物害を受けるリスクを著しく高める」事業とは、具体的にどのような事業か。
- A 想定される事業の例を以下に列举します。
第一に、ツアーの実施者や参加者が、人間に害を与えうる野生下の動物（例えば、ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ、エイ、毒を有する昆虫やは虫類など）と遭遇する可能性が高い事業が挙げられます。このような事業については、実施にあたって動物害のリスクを低減する対策が十分になされていると認められる場合を除き、本補助金の対象となりません。「動物害のリスクを低減する対策」とは、例えば定期的な見回りの結果に基づいてツアーの催行コースを決定・変更すること、特にリスクの高い動物を観察する際には船舶やドローン等を利用し直接の接触を避けること、万一それらの動物に遭遇した際の避難や治療手段を確保すること等が考えられます。
第二に、ツアーの実施者や参加者が、人間に害を与えうる野生下の動物に対して、その行動様式を変化させる可能性の高い行為（例えば、餌付け、繁殖期や子育て期に生息域へ過度な接近を行う等）を行う事業が挙げられます。これらの行為は、ツアーの実施者、参加者又は周辺住民が動物害を受けるリスクが著しく高めることが想定されることから、原則として本事業の対象となりません。
第三に、ツアーの実施、プロモーションの実施又はプロモーションコンテンツを作成した結果、人間に害を与えうる野生下の動物が出現する地点や時間等の情報が、不特定多数の人間が知り得る状態で公開され、そのことによって第三者が、不用意にこれらの動物に接近することが想定される事業が挙げられます。事業の実施過程で当該動物が出現する地点や時間等が特定されうる情報を扱う場合、例えば特定が困難である状態に映像等を加工した上で公開する、柵等を設けて適切なガイド

を伴わない人間の侵入を物理的に妨げる等の対策が求められます。

なお、本項に挙げた例に該当しない事業であっても、実施計画書等の審査により動物害を受けるリスクを著しく高めると判断される事業については、本補助金の対象となりません。人間に害を与える野生下の動物を対象とする事業を実施する場合は、動物害のリスクを回避・低減する対策を、応募書類のうち様式2（実施計画書）の2.「事業の内容」に記載してください。

要件④に関する事項

Q 「訪日外国人旅行者を主たる対象とする」とあるが、国内旅行者が、本事業で実施するツアー等に参加してはいけないのか。

A 訪日外国人旅行者を主要なターゲットとしたツアー等であれば、国内旅行者が同時に参加することができるツアー等であっても問題ありません。

要件⑤に関する事項

Q 「野生下の」とあるが、野生下になく、補助金の対象外とされる動物や事業はどのようなものか。

A 想定される事業の例を以下に列挙します。

第一に、人間の管理下にある動物を対象とする事業は、原則として本補助金の対象となりません。具体的には、家庭で飼育される愛護動物や家庭動物、動物園や水族館等に展示される展示動物、産業上の利用を目的として飼育される動物、人里に生息し住民や来訪者からの給餌を前提として生息する動物等を想定しています。

ただし、「従前は野生環境下に生息していたが、傷病等の理由により人間の保護下にある動物」を対象とする事業については、事業全体の目的が本補助金の要旨に合致すると判断される場合、事業としての要件を満たすものとして、審査の対象となります。

第二に、人間による訓練を前提として、動物に特定の行動又は演技を行わせる事業は、本補助金の対象となりません。具体的には、競馬、闘鶏、闘犬、イルカ・ニホンザル・猛禽類等によるアニマルショー、乗馬体験、牧羊犬の行動展示、不特定多数の観覧者を動物の背に乗せて歩かせる・動物を人間に巻き付かせる等のツアー等は、有償無償の別を問わず、本補助金の対象となりません。

第三に、観光ツアー等の実施にあたって、人間による誘導・追い立て・餌付け等の方法により、特定の動物を一定の場所や領域に集合・滞留させる事業は、原則として本補助金の対象となりません。対象となる動物が、ツアー等を実施する時間又は期間以外は野生環境下に生息している場合でも、同様に本補助金の対象となりません。

なお、本項に挙げた例に該当しない事業であっても、実施計画書等の審査により、野生下の動物を主たる対象としないと判断される事業については、本補助金の対象となりません。

Q 「動物」とあるが、不特定多数の動物を対象とするツアーを実施することは可能か。

A 不特定多数の動物を対象とするツアーを実施することは可能です。具体的には、バードウォッチング（野鳥観察）ツアー等の事業を想定しています。

- Q 「外来生物」とあるが、外来生物法に基づく「特定外来生物」のことか。
- A 「外来生物」は法律で定めている「特定外来生物」のみを指すのではなく、地域にとっての外来生物も含まれます。「地域にとっての外来生物」とは、現在その地域に生息していない種（例えば、野生下ではホタルの観察されない地域にゲンジボタルを放流する）や、その地域に生息していない系統（例えば、イベントに合わせて他の水系から持ち込んだゲンジボタルを放流する）などが該当します。なお、渡り鳥は外来生物には含みません。
- Q 「観察を主たる目的とするツアー」とは、具体的にどのようなツアーか。
- A バードウォッチング（野鳥観察）、ホエールウォッチング、アニマルトラッキング、ホタル観察等、野生下に生息する動物を観察するツアーを想定しています。
- ただし、動物以外の生物ないし無生物の観察や観覧を主たる目的としたツアーについては、本補助金の対象となりません。例えば、「高山植物の観察を目玉とするが、その途中でカモシカを観察できる場合があるツアーの企画・販売」等の事業は、本補助金の対象となりません。
- Q 対象とする動物は、事業の実施にあたりフィールドで必ず観察されなければならないか。
- A 必ず観察される必要はありません。
- Q 野生動物の観察を行うために、シュノーケルやカヌー等の用具を用いるツアーは可能か。
- A 野生動物の観察を主目的とするツアーであれば、参加者がシュノーケル、ダイビング、カヌー等のアクティビティを楽しみながら行うツアーを実施することは可能です。

要件⑥に関する事項

- Q 「野生動物の……生態……に著しい影響を与える事業」とあるが、具体的にどのような事業を想定しているのか。
- A 野生動物の生態に著しい影響を与える行為として、繁殖地及び生息地を攪乱する行為、餌やりによって対象とする野生動物を呼び寄せる行為、繁殖期や子育て期に対象とする野生動物の生息域や巣に近づく行為、過度に野生動物に接近し野生動物の人慣れを助長する可能性が高い行為、生息場所等を明らかにすることにより不特定多数の無秩序な接近や集中を招くような行為等が想定されます。これらの行為を含む事業は、当該地域に生息する野生動物の分布や行動に影響を及ぼすものであるため、原則として本補助金の対象となりません。
- Q 「野生動物の……遺伝的多様性及び周辺の生態系に著しい影響を与える事業」とあるが、具体的にどのような事業を想定しているのか。
- A 野生動物の遺伝的多様性及び周辺の生態系に著しい影響を与える行為の例として、在来種のホタル観察ツアーの実施に先立って他地域で捕獲・養殖したホタルの成虫を放す、対象とする動物の個体数を維持するため、餌となる種を他地域で捕獲・養殖し散布する等の行為が想定されます。これらの行為を含む事業は、当該地域に生息する野生動物の遺伝子プールを攪乱する恐れのある行為であるため、原則として本補助金の対象となりません。

Q 「野生動物の生態に著しい影響を与える」状況の改善を目的として実施する事業は、補助金の対象となるか。

A 既存のツアー等が「野生動物の生態に著しい影響を与えている状況の改善」を目的として、ツアー実施に関するルールの作成等を行う事業については、本補助金の要旨に合致すると判断される場合、事業としての要件を満たすものとして、審査の対象となります。ただし、野生動物の保護や周辺環境の保全のみを目的とし、野生動物観光の要素を含まない事業については、原則として本補助金の対象となりません。

なおルールの作成等を行う事業の実施計画策定にあたっては、交付決定期間内にツアー等を実施しない場合であっても、作成したルール等の運用により改善したツアー等の実施計画まで記載し、複数年度計画の補助事業として交付申請を行って下さい。

Q 昆虫を対象としたツアーを実施するにあたり、参加者に昆虫を捕獲させることは可能か。

A 対象とする動物及び周辺地域に生息する動物の捕獲を伴う事業は、当該地域の生態系に影響を与るとともに、種及び遺伝子の流出リスクを有することから、原則として本補助金の対象となりません。

2. 補助事業の内容について（交付規程 別紙1 第2項）

Q プロモーションコンテンツとは、具体的にどのようなものか。

A パンフレット、ポスター、写真、映像、web ページ、SNS アカウントなどが想定されます。

Q プロモーションコンテンツとして web ページを開設する場合、専用サーバーの購入費又はレンタルサーバーの運用費は、補助金の対象となるか。

A 専用サーバー等の物品や機器の購入に係る費用は備品費、レンタルサーバーの運用等の維持管理に要する費用は雑役務費となり、補助金の対象となります。

Q 野生動物を対象としたツアーが実施されていない地域を題材として、プロモーションコンテンツとしてその地域に生息する野生動物を紹介する映像を作成する事業は、補助金の対象となるか。

A 日本の野生動物観光について、海外の認知度を有意に向上させると判断される事業であれば、具体的なツアーの情報を含まないプロモーションコンテンツの作成・発信であっても、本事業の要件を満たすものであり、審査の対象となります。

Q 事業の実施にあたり、業務の一部を他の法人に外注することは可能か。

A 補助金を受けた事業者が発注先事業者を適切に監督し、本補助金の要旨に合致した事業を行わせる限りにおいて、業務の一部を他の法人に外注することは可能です。外注先事業者の選定にあたっては、交付規程に定める手続きに従ってください。

なお、計画した業務の全部を外注することはできません。業務の外注を行う場合、補助金を受ける事業者は、自身と外注先事業者との役割分担を明確化するとともに、環境省又は財団の求めに応じて業務分担の内容を説明できるよう業務を行う必要があります。他の法人に外注する場合は、応募書類のうち様式2（実施計画書）の2.「事業実施に関連する事項」に、外注先事業者との役割分担を記載してください。

Q 海外をターゲットとしたプロモーションコンテンツを作成するにあたり、海外の事業者にも業務の一部を外注することは可能か。

A 可能です。ただし、外注先の選定や証書類の整理については、国内の事業者にも業務を外注する場合と同様に取り扱いますので、補助金を受けた事業者の責任において適切な事業管理を行ってください。また補助金の精算にあたり、為替相場等の変動による影響は、原則として考慮しません。

Q 「ニーズ調査のみを行う事業は認めない」とあるが、どのような調査であれば認められるのか。

A 本事業における「ニーズ調査」は、プロモーションコンテンツの作成を前提としたニーズ調査を想定しています。ニーズ調査のみを実施する事業は本補助金の対象として認められませんが、ニーズ調査の結果を活用し、野生動物観光に関する対外的な発信を行うための事業は、本補助金の対象となります。

申請書類の作成時には以上の点を踏まえて、ニーズ調査だけでなく、その後にプロモーションコンテンツの作成・発信を行う段階までを含めた実施計画を記載して下さい。なお、交付決定期間内にニーズ調査を行い、その後にプロモーションコンテンツの作成や発信を行う複数年度計画の補助事業として申請することも可能です。

- Q 「保全活動を組み込む等の付加価値の高いツアーコンテンツづくり」とあるが、保全活動の対象種は希少種でなければならないか。
- A 希少種である必要はありません。
- Q プロモーションコンテンツの作成について、新規に作成するものではなく、既存のパンフレット等の多言語化に要する費用は補助対象か。
- A 本事業の要旨に沿う内容であれば、既に作成されているプロモーションコンテンツの多言語化についても本事業の対象となります。

3. 報告書の提出について（交付規程 別紙1 第4項）

Q 事業の「成果」とは何か。

A 事業を通して「どれだけの活動を行ったか」を示すものです。

具体的には、作成したプロモーションコンテンツの数量（〇冊、〇部、〇本など）、作成した web ページの閲覧者数、ブースを出展した旅行博の規模、ブースに来場した人の数、招聘した海外メディアでの取り上げ実績（〇社、〇ページなど）、ルール作成に参加した事業者数などが挙げられます。事業の実施にあたっては、実施計画を作成する段階で成果目標を設定していただき、報告書では目標に対する達成度を自己評価していただきます。

Q 事業の「効果」とは何か。

A 事業を通して「どれだけの効果が生じたか」を示すものです。誘致された訪日外国人旅行者の数や、事業の質、経済的な効果などを想定しています。

具体的には、ツアーに始めて参加した外国人旅行者がどれだけ増えたか、ツアーに参加した外国人旅行者による満足度や紹介意向のスコアがどれだけ向上したか、海外メディアでの紹介による広告効果（〇〇円/ページ換算として〇〇円相当など）などが挙げられます。

事業の実施にあたっては、実施計画を作成する段階で効果目標を設定していただき、報告書では目標に対する達成度を自己評価していただきます。実施計画の作成にあたっては以上の点を踏まえて、事業の実施計画だけでなく、必要に応じて事業の効果を把握する方法（参加者に対するアンケート調査を行う等）についても記載してください。

あわせて、事業実施地域の観光施設で外国人入込客数が増加した等、当初想定していなかった波及効果が観察された場合は、報告書に記載してください。

Q 事業の「成果」と「効果」は、それぞれどのように設定すればよいか。

A 成果及び効果の指標として設定する項目は、事業の内容により異なりますが、必ず数値で計測可能な項目を設定して下さい。また、指標とする項目の設定にあたっては可能な限り、具体的な「成果」の達成によって「効果」が増大する関係となるよう留意してください。

例として、あるプロモーション事業の効果目標を「野生動物観光を目的とした A 国からの訪日外国人を、年間〇〇人誘客する」と設定する場合を考えます。この場合、成果目標には「A 国で営業する旅行代理店との商談を、年間〇〇回行う」あるいは「A 国で営業する旅行代理店との契約を、年間〇〇回締結する」等を設定することが考えられます。「訪日外国人旅行者向けのパンフレットを〇〇部印刷する」あるいは「海外の旅行博にブースを〇回出展する」等の数値目標は、事業の実施過程で達成することは可能であるものの、これらの数値を達成することが必ずしも「効果」に結びつくとは言えないことから、成果目標として設定することは妥当ではありません。

4. 事業計画について

Q 様式では複数年度計画の記載を求められているが、複数年度計画を記載しなければならないのか。

A 複数年度の計画である必要はありません。実施する事業の目的と内容に応じて、適切な事業終了日を設定して下さい。事業終了日を令和2年(2020年)4月以降に設定し、同年4月以降の実施計画を記載した事業は、複数年度計画の補助事業として取扱います。

ただし、実施内容に「ツアーコンテンツの開発・改善」を含む事業を実施する場合は、必ず複数年度計画を記載して下さい。「ツアーコンテンツの開発・改善」を行う事業が一定の成果及び効果を発揮するまでには、一定の時間を要することが想定されるためです。

Q 事業の期間設定に制限はあるか。

A 事業期間の上限は3年程度とします。下限については定めはありません。ただし、何らかの事業を実施する期間だけでなく、その成果や効果を把握する期間を含めて、適切な期間を想定して実施計画を策定して下さい。

Q 事業期間の上限は3年程度とあるが、3年を超える事業は対象外か。

A 3年を超える事業を一律に採択しないものではありません。ただし、本事業の要旨を踏まえ、可能な限り短期間(およそ3年間)で一定の効果が期待され、事業として完結する計画を記載して下さい。

Q 複数年度の計画を記載することは、審査の上で有利になるか。

A 単年度計画の補助事業と複数年度計画事業は、同一の基準により審査を行います。よって、複数年度計画を記載すれば必ず有利になることはありません。ただし、実施計画から「補助事業の終了後も、組織として活動を継続することが期待される」事業については、単年度の計画であっても複数年度の計画であっても、審査において加点対象となります。

本事業は単年度での補助金の交付ですが、本補助金によって実施した事業が、将来的にインバウンド向けの野生動物観光に寄与することが期待される事業については、積極的に採択することを企図しています。

Q 複数年度計画の補助事業が採択された場合、来年度も補助金の交付を受けられるのか。

A 事業に関する経費が本補助金の交付対象となる期間(交付決定期間)は、複数年度計画の補助事業であっても、最長で令和2年(2020年)2月末までとなります。実施計画書に複数年度計画を記載する際には、以上の点を踏まえて、交付決定期間の終了後は事業者自身の予算により事業を継続することを前提として下さい。交付決定期間の決定方法については、公募要項の「I. 補助事業の概要 - 5. 応募にあたっての留意事項」内「4) 補助対象経費」に記載のある通りです。

なお、「来年度に今年度と同様の補助金事業が実施されるか否か」について、現時点で確定している事項はありません。

Q 交付規程等に「事業継続実績報告書」とあるが、複数年度計画の補助事業として採択された場合、来年度以降も事業報告が必要か。

A 原則として、来年度以降も継続的に事業報告を提出していただく必要があります。

具体的には、交付決定期間の終了時に財団へ提出いただく報告書（完了実績報告書）に加えて、複数年度計画の期間中は新年度を迎えるごとに、所定の様式による報告書（事業継続実績報告書）を大臣又は財団へ提出していただきます。詳細は公募要項の「I. 補助事業の概要 - 5. 応募にあたっての留意事項」内「6) 複数年度に渡る事業の取扱い」に記載のある通りです。

なお、必要な報告が提出されない場合や、事業の実施状況が計画と大きく乖離していると認められる場合、大臣又は財団は補助事業者に対して、交付決定期間が終了し補助金を交付した後であっても、過去に交付した補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。

Q 交付規程等に「複数年度計画の補助事業期間内に継続して補助事業として採択された場合は」との記載があるが、「継続して補助事業として採択され」る場合があるのか。

A 当該規程については、令和 2 年度（2020 年度）以降に本事業と同様の補助事業が実施された場合を想定した項目ですが、令和 2 年度以降の施策については、令和元年 07 月時点で未定です。また、本事業において複数年度計画の補助事業が採択されることは、その事業が令和 2 年度以降にも継続して補助事業に採択されることを保証するものではありません。

実施計画書に複数年度計画を記載する際には、以上の点を踏まえて、交付決定期間の終了後は事業者自身の予算により事業を継続することを前提として下さい。

Q 交付規程に「交付決定期間内に国の会計年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間）が終了したときは」との記載があるが、交付決定期間は最長でも今年度の 02 月末までではないのか。

A 当該規程は突発的かつ全国的な要因（激甚災害など）により、本補助金事業全体の運営が困難となった場合を想定した項目です。応募書類の作成にあたっては、本補助金の交付決定期間は最長で 2020 年 02 月末までであることを前提として、事業実施計画を策定して下さい。

Q 補助対象となった事業の繰越は可能か

A 補助対象事業を翌年度に繰り越して実施することはできません。

事業の一部が 2020 年 02 月以降に実施されることが想定される事業については、複数年度計画事業として申請して下さい。複数年度計画事業として採択された補助対象事業は、3 年程度を期間の上限として、設定した事業計画期間の末日まで事業を行うことができます。ただし複数年度計画事業であっても、補助対象となる経費は 2020 年 02 月末までに支払い等が完了した経費のみとなります。

突発的な阻害要因による事業の遅れ等のやむをえない理由により、当初計画していた終了予定日を超えて事業を実施する可能性が生じた場合、事前に事務局と相談の上、事業の状況に応じて「変更交付申請書（交付規程 様式 2）」「計画変更承認申請書（交付規程 様式 5）」「遅延承認申請書（交付規程 様式 7）」のうちから、必要な申請書を提出して下さい。申請の内容を財団が承認することにより、事業計画期間および交付決定期間の変更が可能となる場合があります。ただし、計画の変更等が承認された場合であっても、交付決定期間が 2020 年 02 月末を超えて延長されることはありません。

Q 一事業あたりの補助額に上限はあるか。

A 補助額の上限及び下限はありません。ただし、本事業全体の予算額は 250 百万円であり、このうち事務費の上限額（補助事業の事務を行うために必要な経費）は 20 百万円です、本補助金は、事業全体の予算額から事務費の上限額を差し引いた予算の範囲内で交付されます。

Q 事業経費のうち、事業者側が負担する 1/2 分（補助裏）の予算に制限等はあるか。

A 一部制限があります。

第一に、本事業の根拠法令以外の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業は、交付の対象になりません。したがって、本補助金以外の補助金等を、事業経費の補助裏に充当することはできません。

第二に、採択された補助事業の運営によって得た収益や寄付金を、事業経費の補助裏に充当することはできません。公募要項に記載のある通り、交付決定期間中の事業運営にあたっては、事業者は利益等の排除を順守して下さい。また、実際の判断は募集・徴収の方法により異なりますが、協賛金やクラウドファンディング等の手法により確保した財源が「寄付金」に含まれる可能性がある点についても留意して下さい。なお、本補助金の交付額は、原則として総事業費に補助率 1/2 を乗じて算定されますが、補助事業の実施中に得た寄付金その他の収益額は、算定時に総事業費から差し引かれます（交付規程第 4 条）。このため寄付金や収益による交付額の減算分を充当する別の予算が必要になり、事業運営上も現実的ではありません。

なお、複数年度計画事業において、補助金の交付決定期間終了後に補助事業の運営によって得た収益等を事業運営に充てることは可能です。率直に言えば「今年度は補助金を活用して事業を立ち上げ、翌年度以降に収益化する」形の事業となりますので、望ましい事例の一つであると考えられます。

Q 発注と支出は交付決定期間内に行うが、商品の活用や効果の発生が翌年度以降となる経費は、補助対象となるか。

・例①：交付決定期間は 2019 年 08 月から 2020 年 02 月まで

2020 年 06 月に開催される旅行博のブースを、同年 01 月に予約して出展料を支払った。

・例②：交付決定期間は 2019 年 08 月から 2020 年 02 月まで

2019 年 10 月から 2021 年 10 月まで運用予定の野生動物観光 Web ページについて、サーバレンタル費用（2 ヶ年分）を、2019 年 09 月に一括で支払った。

A 商品の活用や効果の発生が翌年度以降となる経費については、適切な価格や証書類の整理といった経費全般に係る条件に加えて、以下に挙げる条件すべてを満たす場合、補助対象となります。

- ・条件 1：商品の活用 / 得られる効果の量や時期などが、事業計画の範疇に含まれること
- ・条件 2：発注後の換金が不可能又は著しく困難あること

前述の例①では出展をキャンセルすることによる出展料の払い戻しが困難である場合は、補助対象となります。ただし前提として、2020 年 06 月に開催される旅行博への出展と、その効果検証に必要な期間を含めた事業計画が策定されていることが必要です。また、当該旅行博への出展に伴う航空券代や宿泊料等は、キャンセル等により容易に払い戻しを得ることができると考えられるため、予約と決裁が交付決定期間内に完了していたとしても、不正利用防止の観点から、原則として補助対象となりません。

同様に例②では、前提として2021年10月までのWebページ運用期間と、その効果検証に必要な期間を含めた事業計画が策定されていることが必要です。2ヶ年分のサーバレンタル費用について、交付決定期間内に支払いが完了する場合は補助対象経費となりますが、ひと月分の費用を毎月支払うといった場合は、交付決定期間内に支出した経費のみが補助対象となります。また、例えば事業完了後もWebページの運用を継続することを見越して、2019年10月時点で5ヶ年分のサーバレンタル費用を一括で支払った場合は、5ヶ年分の料金のうち、提出いただいた事業計画期間に収まる期間分の料金が補助対象となります。

Q 発注と支出は交付決定期間内に行うが、商品の活用や効果の発生時期が明確でない経費は、補助対象となるか。

・例③：交付決定期間は2019年08月から2020年02月まで

海外の雑誌社に、日本の野生動物観光を取り上げた特集記事の制作を依頼。2019年11月に雑誌社のクルーを招聘し取材を受けるとともに、当該雑誌への掲載料（4ページ分）を支払った。特集記事の掲載時期は未定。

A 商品の活用や効果の発生時期が明確でない経費は、原則として補助対象となりません。このため例③の掲載料は、原則として補助対象となりません。ただしこの場合、取材は交付決定期間内に完了していることから、クルーの招聘にかかる旅費や通訳費等については補助対象となります。本補助金ではある程度の即効性を有する事業の推進を企図し、経費が補助の対象となる交付決定期間を今年度中とし、また複数年度計画事業の期間を3年程度としています。このような経緯をご理解いただき、補助金を活用した経費により購入する物品やサービス等は、申請する事業計画期間内に活用又は効果を発揮するよう、関係者間で調整を行って下さい。

Q 経費内訳について、人件費と業務費の配分比率に制限はあるか。

A 人件費と業務費の配分比率に制限はありません。

Q 経費内訳について、業務費に含まれる費目ごとの配分比率に制限はあるか。

A 費目ごとの配分比率に制限はありません。

Q 自社が所有する車両や船舶の運用に係る経費（燃油代等）は、補助対象となるか。

A 補助事業の実施に必要と認められる範囲において、補助対象となります。ただし事業計画の時点で運用の目的を明確にする必要があること、精算にあたっては補助事業の範囲で使用した燃油等の使用料とその根拠（メーター写真、給油証票等）が求められる点にご留意下さい。

5. 応募・審査について

Q 同一の事業者が、複数の事業計画に応募することは可能か。

A 可能な限り一つの事業として応募して下さい。

Q 応募後、結果が出るまでにはどのくらいの時間がかかるか。

A 応募書類の受領後、ただちに審査を開始します。公募期間の末日（締切日）から起算して 30 日以内に審査を完了し、財団から申請者に対して結果を通知します。やむをえない事由により結果の通知が遅延することが想定される場合、財団は申請者に対して、締切日から起算して 30 日以内にその旨を連絡します。

Q 「修正事項等の指摘」とは、どのようなものか。

A 審査期間中、財団は応募書類の内容について、申請者に対する問合せや、ヒアリングを行う場合があります。さらに財団はヒアリング等の結果を踏まえ、必要に応じて修正すべき点や修正することが望ましい点などを文書にまとめ、「指摘事項」として申請者に送付し、事業実施計画及び経費内訳の修正をお願いする場合があります。申請者から指摘事項を反映した応募書類（修正版）が提出された場合、審査は修正版を対象に実施します。より良い事業計画を採択するためのプロセスですので、審査期間中はヒアリング等の実施、応募書類（修正版）の提出にご協力をお願いいたします。申請者が特別の理由なくこれらの問合せ等に応じない、もしくは応答に際して財団が提示する期間等を大幅に超過した場合、財団は審査結果の通知日を、公募期間の末日から起算して 30 日目以降に延長することがあります。

Q 補助事業として採択された場合、支出が補助の対象となる期間はいつからか。

A 補助事業者に対して、財団が「交付決定通知書を発出した日」以降に、契約・発注・支出のなされた経費が補助の対象となります。なお交付決定の通知にあたり、財団は一定の条件（例として、提出された事業実施計画や経費内訳の一部を修正すること等）を附す場合があります。この場合、補助金は附された条件を満たす限りにおいて交付されます。

Q 実際に補助金の支払いを受けられる時期はいつか。

A 補助金の支払いは、交付決定期間の終了後となります。交付決定期間が終了するまでは、経費の全額を一旦お支払いいただくこととなりますので、予めご留意ください。

具体的なプロセスは以下の通りです。交付決定期間の終了後、補助事業者は財団に対して「完了実績報告書」を提出します。財団は「完了実績報告書」の内容を精査し、補助金の対象となる支出を確定した上で、「補助金交付額確定通知書」を発出します。「補助金交付額確定通知書」に基づき、補助事業者は財団に「支払請求書」を提出し、財団は請求書に基づいて支払いを行います。

6. その他

Q 補助金名に「令和元年度」とあり、また交付規程には「複数年度計画の補助事業期間内に、継続して補助金の交付決定を受けた場合は」との記載があるが、来年度も今年度と同様の補助金が予定されているのか。

A 2019年10月時点で未定です。

当該交付規程は「来年度に今年度と同様の補助金事業が実施された場合」を想定したものですが、「来年度に今年度と同様の補助金事業が実施されるか否か」について、現時点で確定している事項はありません。

Q 公募要項に「三次公募」とあるが、公募は複数回行われるのか。

A 三次公募で予算額に達しない場合、2019年11月以降に四次公募を行う可能性があります。四次公募以降の実施有無、スケジュール等については、2019年10月時点で未定です。

Q 二次公募以前の採択実績を知りたい。

A 本事業の Web ページ (<https://www.jtb.or.jp/wildlife/>) に、交付決定を行った事業者等の名称、所在地、事業名、事業内容を掲載しています。